

税理士法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 税法に属する科目について行う税理士試験の受験資格を得ることができる検査事務及び犯則事件の調査事務について、所要の規定の整備を行う。（第二条関係）
- 2 この省令は、令和八年八月七日から施行する。（附則第一項関係）